

京都府公安委員会告示第113号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年7月16日

京都府公安委員会  
委員長 池坊 由紀

1 聴聞の期日

令和8年7月30日（木）午後1時15分から

2 聴聞の場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館 1階聴聞室

3 事案番号

第風8－3号